

者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合等に、職員を選考により任期を定めて採用できる旨を定めることとした。

(3) 法第5条第1項に規定する任期の更新（第4条関係）

任命権者は、第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年、同条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）の任期が3年に満たない場合（法第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から3年、第2号任期付研究員のうち法第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲において、その任期を更新することができること、また任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない旨を定めることとした。

(4) 給与に関する特例（第5条関係）

第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給与並びに任期付研究員業績手当に関する事項を定めることとした。

(5) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の適用除外等（第6条関係）

第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員について、給料表、昇給等の基準等は適用されない旨等を定めることとした。

(6) 第1号任期付研究員の裁量による勤務（第7条関係）

第1号任期付研究員の裁量による勤務に関する事項を定めることとした。

(7) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用除外（第8条関係）

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、この条例の対象となる職員には適用しない旨を定めることとした。

(8) 人事委員会規則への委任（第9条関係）

条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

(9) 附則

① 施行期日（附則第1項関係）

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

② 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 部分休業に関する規定中、「1年6月」を「3年」に改めることとした。（第9条関係）

(2) 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

(1) 第7条第4項中「第20条の3」を「第20条の5」に改めることとした。

(2) 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）等その他関係法令が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。（別表関係）

ア 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（別表第1号）

イ 歯科衛生士法（別表第4号）

ウ 歯科技工士法（別表第9号）

エ 租税特別措置法（別表第10号）

オ 知的障害者福祉法（別表第11号）

カ 母子及び寡婦福祉法（別表第12号）

キ 都市計画法施行規則（別表第13号）

ク 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（別表第16号）

ケ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（別表第17号）

(2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、別表第1号の改正規定は、平成15年4月16日から施行することとした。

◇県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 授業料等の額を次のとおり改定することとした。（第2条及び第5条関係）